

組合員脱退をご希望される方へ

当 J A からの組合員脱退を希望される場合は、お手続きが必要となります。詳細は最寄りの支店までお問合せください。

【任意脱退】

いつでも、出資金譲渡をお申し出頂けます。

当 J A の組合員または組合員資格のある方に出資金を譲渡することにより、脱退することができます。譲受先が無い場合は、年度末（1 月末日）の 60 日前までにお申し出いただくことで、年度末日において当 J A が譲り受けて脱退となります。

なお、お預かりしていた出資金については、農協法並びに当 J A の定款の規定により、脱退した年度の決算が確定する総代会以降に、お預かりした額を限度として払戻し致します（例年 6 月上旬払戻し）。

【法定脱退】

法に定められる以下の事由に該当する場合は、組合員の資格を喪失し、脱退することになります。

- ① 組合員たる資格の喪失
- ② 死亡又は解散
- ③ 除名

【減口】

出資金の額を減らしたい場合は、最寄りの支店までご相談ください。

事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他やむを得ない事情がある場合は、理事会の決議を経て、決算が確定する総代会以降に払戻しすることができます（例年 6 月上旬払戻し）。

<ご注意いただきたいこと>

- ① 組合員を脱退されますと、脱退された年度の配当はございません。
- ② 剰余金処分が承認される総代会開催日時点（例年 4 月下旬開催）において組合員資格を有していない場合は、配当を受けられません。
- ③ 減口の場合は、期首日（2 月 1 日又は加入日の遅い方）から期末日（1 月 31 日）まで所有していた出資金として、減口前の出資口数による配当をお支払い致します。翌年度分からは、減口後の出資口数による配当となります。
- ④ 当 J A に重大な欠損金がある場合など、一部または全額をお返しできないことがあります。現在、当 J A は健全経営を行っております。